

議長	事務局長	次長	係長	書記

全員協議会要点記録
(閉会中)

会議名	全員協議会		
開会日時	令和4年 1月18日(火) 9時00分 開会		
	令和4年 1月18日(火) 10時12分 閉会		
場所	第1委員会室		
出席者数	在籍者16名中、15名出席		
出席議員	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 敏博
	武岡 隆文	—	芦田 宏治
	山根 温子	先川 和幸	児玉 史則
	大下 正幸	山本 優	熊高 昌三
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—
	—	—	—
欠席議員	新田 和明	—	—
説明のため出席したもの	職名	氏名	職名
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
出席した事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長
	総務係長	藤井 伸樹	総務係主査
			國岡 浩祐
			日野 貴恵

事項

- ・開会
- ・議長あいさつ
- ・議長報告等
 - (1) 議会のうごき
 - (2) 委員長等報告
 - (3) その他
- ・協議事項
 - (1) 地域懇談会について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための議会独自の対策について
- ・その他
 - (1) 第16回全国市議会議長会研究フォーラムオンライン開催について
- ・議員間討議事項について

【開会前】

○石飛副議長

開会前だが、皆さんにお知らせする。新田議員より本日の全員協議会を都合により欠席する旨の連絡があった。

1. 開会 【9:00】

○石飛副議長

ただいまから全員協議会を開会する。

開会に当たり議長より挨拶をいただく。

2. 議長あいさつ

○宍戸議長

皆さんおはようございます。今年初めての全員協議会で、新田議員は欠席だが全員揃われたということになる。ちょっと遅いが、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

今日、全員協議会だが、午後からはハラスマント研修も予定されているので、今日は長期にわたる会議になると思うが、皆さんのご協力よろしくお願ひする。

なお今、コロナウイルス感染防止対策がとられているが、安芸高田市においても、急激な感染者数が報告をされている状況の中で、議員の皆さんそれぞれの議員活動があると思う。コロナ感染防止対策については、万全な体制をとって議員活動をお願いしたい。

またさらに、2月から3月定例議会が始まるので、特に皆さんその点についてもよくよく考えていただき、コロナウイルスの感染防止には十分気をつけていただきたい。自治体によってはそういう状況の中で、議会ができないという状況もあり、三次もそうだが、そういうことになると、今回は特に3月は新年度予算も抱えている。大変な状況になることもあるので、ご協力をよろしくお願ひする。

もう1点、実は今日の中国新聞で地域懇談会について報道がされている。昨日、議運の方でいろいろと議論し、今日皆さんに報告しながら協議し、地域懇談会の開催の最終決定をするが、新聞の報道を見た方もおられるが、中止と書かれている。今日が最終決定となるのでよろしくお願ひする。

あと、報告のところで私の方から報告するつもりでいたが、中国新聞のほうでコンプライアンス条例について、市長の方から意見聴取の申し入れがあった。昨日、議運でこの件についても協議し、一応、急激な社会情勢が見られないということで、これについても申し入れを受けないという結論を議運で出した。このことについても、もう新聞報道で出ているので、ここで改めて私の方で報告をする。

3. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○石飛副議長

それでは会議日程に沿って議事を進める。

これより議長報告等に入る。議会の動きについて、議長より報告い

ただく。

○宍戸議長

12月27日に議員発議によって、県に対する8月豪雨による災害の関係の県の指導、また財政的な支援等についての意見書を、議長・副議長・事務局長で、副知事そして県議会議長に対して、意見書の提出をした。

このことについては、12月28日に副議長から報告があったと思うが、改めてここで私の方からも報告をする。

(2)委員長等報告

○熊高議会運営委員長

報告書の中にあるように、12月21日に議会運営委員会を行った。これはもうすでに終わった内容についてである。

また、昨日1月17日に議会運営委員会を開催し、先ほど議長からもあった内容について協議し、後程協議事項の方で報告をさせていただく。

○山根総務文教常任委員長

(なし)

○大下産業厚生常任委員長

(なし)

○金行予算決算常任委員会

(なし)

○南澤議会広報特別副委員長

昨日議会広報特別委員会を開き、また31日も開いて、議会広報2月半ばの発行に向けて編集をしている最中である。

○秋田監査委員

議会の動きには報告事項載っていないが、1月12日に行行政監査を行った。監査内容については、企画振興部所掌事業の調査をした。財政課、政策企画課、地方創生推進課と聞き取り調査を行い、後ほどまとめを市長に提出する予定になっている。

○熊高芸北広域組合議会議員

12月23日に令和3年第2回の組合議会を開催した。資料が控室に置いてあるが、本会議の後に今後の施設のありようについて協議をしている。とりわけ、これまで協議をしてきたトンネルコンポスト方式というものを、今後どういうふうに展開できるか否かというようなことも含めて、非常に重要な協議をしている。今後の協議を引き続いて行うというようなことで、現在に至っている。

○石飛副議長

その他の会議で何かあるか。

(なし)

ただいまの委員長等報告に対して、皆さんから質疑等はあるか。

(なし)

質疑がないようなので、以上で委員長等報告を終わる。

(3)その他

○石飛副議長

次に議長報告の(3)その他に移る。

皆さんから次回に取上げられたい案件や協議の議題等について意見があれば伺う。

(なし)

ないようなので次に進む。

4、協議事項

(1)地域懇談会について

○石飛副議長

協議事項に移る。

「地域懇談会について」を議題とする。

○熊高議会運営委員長

先ほど議長からあり、新聞報道等にもあったが、昨日、議会運営委員会で決定したと新聞報道で流れているが、これから報告をすることを全員協議会で最終確定をしていただきたいということで報告をする。

昨日、地域懇談会について協議を行った。1月23日から開催するよう準備を進めていたが、現在、新型コロナウイルス感染者数が急速に増加している。広島県においてはまん延防止等重点措置が適用され、14日から県内の全市町が対象となった。本市においても、広島県の取り組みに準じて、1月11日から31日までを集中対策期間として、新型コロナ感染拡大防止のための集中対策として取り組んでいるところである。

検討を行う中で集中対策は今月末までとなっているが、現在の状況では開催は難しいことや、2月末から3月定例会が開催されることから、今年度の開催は非常に困難であることを確認した。

このような状況を踏まえ協議した結果、今年度の懇談会は、新型コロナ感染拡大防止のための集中対策等に基づき中止とする。また、新年度に向けての検討については、状況を見ながら改めて協議することとする。

さらに中止の広報については、事務局によるお太助フォンのお知らせ及び市ホームページで発信することとし、各町の開催予定日の時間・時期が近づいた際に、お太助フォンの音声による告知放送も行いたいと思う。また、議員それぞれ対応いただきたいと思う。

最後に、議会広報の特集の配布はできないので、通常どおり議会広報の配布とあわせて配布することとなる。以上、地域懇談会について決定したので報告をする。意見があればお願ひする。

ただいまの説明について、意見があるか。

この状況なので、判断は支持するものである。

1点、次回の開催時期について改めて協議するということだが、なるべく早いうちに開催すべきではないかと思うが、そのあたりは何をもって次の協議に入るかというはあるのか。

おっしゃる部分で非常に重要なことだが、基本的には今月末のまん延防止の対策が終了となっているので、コロナのまん延状況、感染状況がまず今月末でどうなるかということが1番のポイントになると思

う。

今月末までの状況を確認しながら状況が改善されたら、2月に動きができるような形にするというような協議に入りたいと思っている。状況次第ということで、今のところはお許しいただきたい。

○石飛副議長

ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

ないようなので、「地域懇談会について」は、熊高議会運営委員長の説明のとおり中止し、広報も説明のとおりとすることに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

以上で「地域懇談会について」の件を終わる。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための議会独自の対策について

○石飛副議長

次に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための議会独自の対策について」を議題とする。

○熊高議会運営委員長

先ほどの地域懇談会とも関連は当然するが、表題にあるように「新型コロナ感染拡大防止のための議会独自の対策について」である。

このことについては昨日の議会運営委員会において、議会における新型コロナ感染拡大防止対策の具体的な取り組みについて、共通の認識が必要とのことから協議を行い、別紙資料を作成した。詳細については事務局から説明をさせる。

○森岡事務局長

まず資料として、A4の縦の「新型コロナ感染拡大防止のための議会独自の対策について」を御覧いただきたい。

1点目、新型コロナウイルスに議員が感染した町議会における事例で、これについては2月中旬から第1回定例会が始まるが、これに向けて基本的なところを押させていただきたく資料として挙げている。

中身については枠の中項目、内容とあるが、項目のところを見ていただき、この事例は自治体規模が人口9,500人あまりの町である。議員定数も9名であるが、本会議中に感染が出たということで感染議員数1名となっている。

3の感染状況について、委員会室で議員全員が昼食をとったため、議員全員が濃厚接触者と認定をされた。※1. 昼食時以外はアルコール消毒やマスクの着用を徹底していたが、昼食時にマスクを外して食事と会話をしたために濃厚接触者となり、すべての議員が濃厚接触者となつた。ちなみに、※2. 委員会室は円形の机でパーテイションも設置してあったという状況であった。

4の議会日程だが、9月4日に感染が判明して、感染者以外の議員全員は17日まで自宅待機となる。定例会の最終日が9月16日のため、

議会を開くことができず、閉会となってしまった。これにより審議ができずに未了になり、ほとんどの議案が審議未了となってしまった。

5の閉会後の対応だが、8人の陰性が確認された後に、9月21日、22日に臨時会を開き審議。※臨時会で議長が陳謝をした。

6のその他として、町民から議員の怠慢などの厳しい意見があった。

こういった事例があり、本市でもこういった状況にならないようにお願いしたいというところで2番に入るが、新型コロナウイルスの感染により想定される事項としては、表の中で項目、最初の上の段、開会前、定例会の開会だが、定例会を開会し議案が上程されなければ、議案の審査・審議が一切できない。感染が発生して、定例会開会前にこういった上の状況が出てきた場合は、定例会すべてができなくなる。

それからその下、会期中だが、項目として委員会の審査、これは委員の過半数が感染または濃厚接触者と認定された場合は、議案が審査できない。

それから項目2つ目の本会議における審議だが、議員の過半数が感染または濃厚接触者と認定された場合、議案が審議できない状況となる。※閉会日までに議案審議ができない場合は、審議未了となる。

それから項目その下、会期の延長である。本会議で会期延長を議決すれば、委員会の審査や本会議の審議が可能になるが、会期の延長議決ができない場合、先ほど説明したような状況で、議案の審査・審議ができず審議未了となると想定をされる。

それから3の議会の対応である。

(1)として、本市が実施する別紙「安芸高田市新型コロナ感染拡大防止のための集中対策について」を準用する。ただし、「2議員の感染予防対策」における、次の事項を以下のとおり改めるというものである。「安芸高田市の新型コロナ感染拡大防止のための集中対策について」ということで、総務部長通知として出ている。これを御覧いただきながら、下の表を見ていただけれどと思う。

別紙1の「2職員の感染予防対策」というところがある。別紙1の下段、ここアンダーラインで引いてあるところについて、この本日の資料の枠の中を改めているものである。議会の方の資料を見ていたときながら説明をする。

項目として(1)登庁前に検温して、体温が37.5度以上ある場合や、体調に異変を感じた場合は、議会事務局に連絡して登庁しない。これが先ほどの別紙の(1)のところのものを、議会として改めたものである。

それから(2)議会事務局は登庁した議員に対して、体温が37.5度以上あるか、体調に異変がないか確認し、データを取りまとめておく。

体温が37.5度以上ある場合や体調に異変がある場合は、自宅療養をさせる。

これも先ほどの別紙1の(2)の部分を改めたものである。

それから(7)家族が感染した場合や感染の疑いがある場合、または2週間以内に海外渡航履歴がある議員は、議会事務局に連絡して登庁をしない。これも先ほどの別紙1の(7)を改めたものである。

やはり定例会が開催されない状況が起きたら、大変なこととなる。特に第1回定例会は新年度予算を審議して成立させなければいけないという重要なものがあるので、こういった厳しい書き方をしている。

裏面に移っていただく。これについては、以前から皆さんに周知をしていたものを再度ここへ挙げたが、その中で赤字の部分は今回改めているところである。

(2)の③検温を実施し、37.5度以上の発熱の症状がある方の面会は断ると入れている。

それから(3)の②茶菓子は提供をしないと改めている。

それから③会話はマスクを着用し、適切な距離を保って行うこととするということで、ちょっと厳しく書いている。

それから④飲食は議員控え室、会派室及び委員会室に分散して行い、黙食を徹底すると改めている。

⑤として、④を⑤として改めたものである。

○國岡事務局次長

補足をする。冒頭に局長から町議会における事例で説明があったが、結局食事の際には、パーテーションがあつても距離をとっても、会話があつたために、濃厚接触者という判断がされることになろうかと思う。従って、今の黙食の徹底を強く申し上げたのは、環境をある程度取つても、会話があつたらすべて駄目になるので、了承していただきたい。

それから職員宛の通知の別紙1で、重点的なところを2つ説明する。

まず県からの要請事項の1番目の県からの要請事項の上から3番目のところで、必要があつて外出する場合においても、必ずマスクを着用した上で、極力、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場合、場所や時間を避けるなど、可能な限り人と人の接触を避け、距離を置く。ここに1メートル以上、できるだけ2メートル以上ということが、表記してあるので心がけていただきたい。

それからそこから4つ下も、同一グループの同一テーブルでの、5人以上の会食は避ける。ここについても留意いただきたい。以上で補足の説明を終わる。

○石飛副議長

ただいまの説明について、何か意見があるか。

○南澤議員

今の説明の中で、感染したために過半数が集まらなかつた場合に、

議案の審査ができないというところが一番の大きな課題になってくると思う。

ただ、まず濃厚接触であっても感染しておらず陰性であるという可能性はあり、接触しているがために2週間出て来れないという状況が想定されているのだと思う。

そういう場合に、オンラインで会議に参加できるような準備を始めておけば、体は健康でただその場に出て来れないだけなので、そういう検討を準備しておくべきだと思うがどうか。

○森岡事務局長

オンライン会議だが、基本的に議会の本会議がオンラインで成立する

かどうか、まだ国の方でも協議中と聞いている。議会の方でオンラインで本会議をやると決めて、それが正式に成立するかどうかは確認をしていない。

現時点では認められない状況となっており、そういうオンラインでの会議が可能であれば、準備を進めたいと考える。

○南澤議員

本会議は法律で定めがあると思うが、それ以外のもので可能な部分、例えば委員会や事前の協議も、特に感染拡大している時に集まって話をするのにリスクがあるわけで、そこを回避できる方法は、どこまでできるのか調査が必要だと思うし、また設備的な準備の検討も必要だと思う。

あわせて、タブレット等のオンライン化も含めて、多く調査検討する。例えば委員会を作るとかも必要になってくるのではないかと思うので、その辺も併せて準備しておくべきかと思う。それについて意見を伺えればと思う。

○森岡事務局長

今、提案をいただいた件については、また議運なりで協議しながら、特別委員会設置の必要性が生じれば協議をしていただき、皆さんに諮っていただくことになると思う。事前の調べについては、事務局で進めさせていただきたいと思う。

○熊高議会運営委員長

南澤議員からの提案は、以前もちょっと話が出たこともあり、その検討を急ぐというような話もした経緯があるので、やはり議長が中心になって、特別委員会等が必要なら委員会を作ることも含めて、法的な根拠も全国的な課題もあるので、そこを確認しながら検討する指示をいただければ、議会運営委員会で協議をしながら皆さんに諮って検討する状況を作っていくということがまず必要だと思うので、今議長の考えがあれば聞かせていただければ、みんなが安心するのかなという気がする。

○宍戸議長

先日、雑談で事務局長と話をしたが、南澤議員、熊高議員の提案について、ある自治体においては、オンラインで会議をやっているとこ

ろもあるようだが、あくまで本会議ではなく、これは法令でまだ認められていないようである。その自治体においては国に対して、オンライン会議も法的な根拠に基づく会議と認める法律を作つて欲しいと要望をしていると聞いている。

よって安芸高田市についても、こういう状況の中にあって当面は本会議、委員会を含めて公的な会議はできないにしても法的根拠がないということなので、今日、午後のハラスマント研修等についても、今では十分対応できる状況にはあると思うが、これをオンラインでやるにあたっては、また相当の予算も確保していく必要があると思うが、実際こういう安芸高田市のコロナの状況を見ると、何らかの対応も必要ではないかという思いである。事務局と協議しながら、今後の対応について研究してみたいと思う。

○石飛副議長

何か質疑があるか。

(質疑なし)

ないようなので、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための議会独自の対策について」は、事務局、議会運営委員長の説明とおり、現状の対応とさせていただく。今後の対応については、議長を中心にして議会運営委員また事務局と合わせて、検討、調査を進めてやっていくという方向性で異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定した。

以上で、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための議会独自の対策について」の件を終わる。

5、その他

(1) 第16回全国市議会議長会研究フォーラムオンライン開催について

○石飛副議長

他の項に入る。「第16回全国市議会議長会研究フォーラムオンライン開催について」をお願いする。

○森岡事務局長

全国市議会議長会研究フォーラムのオンライン開催の案内ということで、A4の通知文書の写しを御覧いただきたい。

昨年末、全国市議会議長会の研究フォーラムが予定をされていたが、中止となっている。ただ中止となったが、第16回全国市議会議長会研究フォーラムは準備をしていた状況の中で、オンライン開催で実施をしている。

このオンライン開催について、議員のどなたでも見ることが可能となっている。全国市議会議長会員のホームページの中に、研究フォーラム専用のページがあり、フォーラムのプログラムが書かれているが、このYouTubeが見れるので、見たいと思われる議員はこちらで見ていただければと思う。こういった案内がきているので紹介をする。

- 石飛副議長 ただいまの事務局の説明に、不明な点などがあるか。
- (なし)
- ないようなので、「第 16 回全国市議会議長会研究フォーラムオンライン開催について」の件を終了する。
- ほかに何かあるか。
- 森岡事務局長 資料を配っているが、これは昨日の議会運営委員会の中で話をしたものである。今配っているので、しばらくお待ちいただきたい。
- これは、コロナ禍における調査研究の取り扱いである。昨年 11 月 19 日の全員協議会の資料として付けたものを、再度こちらにつけていく。これについては、政務活動費における出張とか、その他外に出ることがあるが、そういったことの基準を再度話するものである。詳しいことは、係長から説明をする。
- 藤井事務局総務係長 先ほど森岡局長からもあったが、11 月 19 日の全員協議会の時に配り確認をしてもらった資料、「コロナ禍における調査研究の取り扱い」についてである。表の 2-2 を御確認いただきたい。
- 現在の情勢に伴い、広島県が感染防止対策を講じた場合の基準だが、(1) と (2) とある。
- 現在まん延防止等重点措置となっているが (1) は、この地域に指定されたときは、県内・県外にかかわらず出張をしないと、(2) の方が解除して集中対策期間になった場合においても、県内・県外にかかわらず出張を認めないとということなので、議員の皆様、行動について再度確認をいただき、取り組みの方努めていただければと思う。
- 石飛副議長 ただいまの事務局の説明に不明な点などあるか。
- (なし)
- ないようなので、コロナ禍における調査研究の取り扱い、慎重に ろしくお願ひしたいと思う。
- ここで暫時休憩とする。
- 【暫時休憩 9:43~9:59】
- 石飛副議長 休憩を閉じて会議を再開する。
- その他の項で何かあるか。
- 熊高議員 先ほどの件をまとめていただくということが 1 点と、先ほど第 16 回全国市議会議長会研究フォーラムオンライン開催の案内があった。これは 12 月 23 日に通知が来ている。早く伝えていただければ、正月とか見る時間は結構あった。
- これは提案だが、これから昼からの時間、2 時間ぐらい多分空くと思うが、この YouTube を密にならないように、この会場が午後の研修用にセッティングするんだろうから、せっかくこれがあるのなら、見たい人が見ればという気がするので、そういったことは事務局できな

いだらうか。

○森岡事務局長

見ていただくということは可能だが、見るためのインターネットに通じているパソコンの数が少ない状況がある。

そういうご希望があれば、インターネットのセッティングをさせていただきたいと考える。

○熊高議員

個々に見ることはできるが、せっかくの時間が多分空くし、昼ご飯も準備してある。テレビで接続すれば、大きなテレビ画面に出るのではないのか。それをここでできないか。これは何時間あるのか。

○森岡事務局長

時間については私も確認はしていない。ただ、パネルディスカッション、それから討議の内容等確認する限り、1つが1時間以上はかかると思う。私も確認はしていないので申し訳ない。

○熊高議員

議長も御覧になってないということか。誰も。

○宍戸議長

見ていない。

○熊高議員

せっかく来ているんだから活かさないと、本来ならお金出して行かないといけない会議ではないのか。活かすということが予算を効率化することだから、そういう意味でみんなで見たらどうかということを提案した。

急なことなんで事務局も大変だろうから、そういう観点も必要ではないかということで、可能ならみんなで共有すればいいなという気がして提案をした。検討してみてほしい。

○石飛副議長

ただいま熊高議員より、第16回全国市議会議長会議員フォーラムオンライン開催について、動画を皆さんで共有してみてはどうかという提案をいただいた。また、対応できるかどうか事務局の方で検討していきたいと思う。よろしいか。

(はい)

他の項で、あるか。

以上で事務局の方から諸連絡はないか。

(なし)

ないようなので、以上で他の項を終了とする。

次に、議員間討議事項についてを議題とする。

議員間での討議が必要な案件があるか。

(なし)

案件がないので、以上で本日の全員協議会・・・。

○南澤議員

先の市長のコンプライアンス条例の件については、今日はないのか。コンプライアンス条例の意見聴取の件について、どういうものが来て、どういう理由で断ったのかというのをもう一度お願いしたいと思うのだが。

どこであるのかなと思い、様子を伺っていたが。

- 石飛副議長 議長からも冒頭説明があったとおりだが、もう一度議長より意見聴取の件について説明いただければと思う。
- 宍戸議長 最初に詳しくというか、具体的なことを申し上げていないので、まず12月21日、12月議会最終日に、このコンプライアンス条例案について、否決された。まだ1ヶ月経っていない状況の中で、市長から公文書で意見聴取の申し入れがあった。
- 先ほど申し上げたとおり、今、安芸高田市内においても、社会情勢が特に変わったと。例えば職員へ市民からいろんな批判的な行動、言動がなされるとか、街宣活動が相当、誹謗中傷もあるとか。それからいろんな市民に対する不適切な対応とか、職員の適切な対応とか、こういうふうな状況がない中で、改めてこれを意見聴取をするということは、すでに議決される過程において、それぞれの皆さん賛成、反対討論をしている。
- そういうことからして、これは取り組む必要はないのではないかということで、昨日の議運の中でいろいろ協議した結論である。よって、申し入れは受けないということを、触れさせていただいた。
- 石飛副議長 議運の方で補足説明があるか。
- 熊高議会運営委員長 今、議長が報告したとおりで、ただこの資料は皆さんのところへ配付していない。だからそれぐらいは配付してもいいのではという気がする。
- 今、議長が言ったように、現状いろんな課題が実際に起きている状況ではないということ。これは議長の認識だと思うが、議運の中で共有したものは、後段で議長言ったように、総務文教常任委員会でもそういう結論で、本会議でも討論等もしながら決定したという背景があるので、今の状況で全員協議会で意見聴取を求められても、必要ないのではという議論の中で、受けないということに議運の中では決めた。
- 市長に回答するのは、社会情勢がそういう状況ではないというようなことで回答するのか。
- 宍戸議長 この件については、受けないという私の結論なので、このことについては、事務局を通じて報告することになると思う。
- 理由は先ほど申し上げたとおりである。申し入れは受けないということだけである。
- 熊高議会運営委員長 議運の決定が誤解を受けたらまずいので。社会状況でそういった事例、事案が起きてないというのは議長の見解だと思うが、議運で決定したのは、先ほど申し上げたように、本会議でいろいろ議論した結果がそうなったという状況の中で、その背景というのを理解できる。
- だから今の時点で、改めて全員協議会で意見聴取をすることは必要

ないだろうというのが、議会運営委員会の結論である。事象があるないということは、議運では全然議論をしていない。

○石飛副議長

では、安芸高田市コンプライアンス条例案に係る意見聴取についての件は、これで終了とする。

今、市長より議会、宍戸議長に対する全員協議会案件についての通告書をお配りしたので、確認いただければと思う。

この件について、ほかに何か質問があるか。

(質疑なし)

ないようなので、この件を終了する。

6. 議員間討議事項について

○石飛副議長

次に、議員間討議事項についてを議題とする。

議員間の討議が必要な案件があるか。

(案件なし)

ないようなので、以上で本日の全員協議会を終了とする。大変お疲れ様でした。

7. 閉会【10：12】